

# 宮城県海岸漂着物対策地域計画

平成24年3月

〔平成28年3月改定〕

〔令和3年3月改定〕

宮 城 県

## 目次

1	宮城県海岸漂着物対策地域計画の基本的事項	1
(1)	背景	
(2)	目的	
(3)	計画期間	
2	宮城県の地域概況と海岸漂着物等の状況	3
(1)	海岸の状況	
(2)	河川の状況	
(3)	気象・海象	
(4)	海岸漂着物等の状況	
3	宮城県における海岸漂着物等対策の状況	8
(1)	海岸保全基本計画	
(2)	海岸漂着物等対策関係事業の実施	
4	海岸漂着物等の特徴と処理に関する課題	14
(1)	海岸漂着物等の特徴	
(2)	海岸漂着物等の処理に関する課題	
5	宮城県海岸漂着物対策地域計画の概要	15
(1)	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容	
(2)	関係者の役割分担及び相互協力に関する事項	
(3)	海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項	
	【用語の解説】	20

## 1 宮城県海岸漂着物<sup>※1</sup>対策地域計画の基本的事項

### (1) 背景

国では、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等<sup>※2</sup>の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）を制定し、海岸漂着物対策を推進してきましたが、近年、海洋プラスチックごみ問題が世界全体で取り組むべき国際的課題となっていることなどを受け、平成30年6月に同法を一部改正し、法律名も「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「法」という。）に改正されました。

宮城県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法に基づき、平成24年3月に「宮城県海岸漂着物対策地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定しましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による沿岸部地域の環境の変化に加え、災害廃棄物<sup>※3※4</sup>の処理等の復旧復興業務を優先したため、当初の目的に従った海岸漂着物対策を実施することができませんでした。その後、「宮城県震災復興計画」<sup>※5</sup>（平成23年10月）における復旧期から再生期への移行を機に、平成28年3月に地域計画を改定するとともに、国の地域環境保全対策費補助金を活用することにより、市町村が実施する海岸漂着物対策への補助事業等を実施してきました。

現在、沿岸部地域には、いまだに震災による様々な影響が残り、また、全国的に新型コロナウイルス感染症対策への取組が求められている状況ですが、令和2年度で地域計画の計画期間が終了するに当たり、海洋プラスチックごみ問題への取組も含めて、多くの観光客が訪れる風光明媚な自然景観及びレクリエーションの場としての海水浴場などの観光資源並びに漁業・養殖業・水産加工業などの事業活動を支える水産資源として、宮城県民の生活と生産活動を支えてきた掛け替えのない資源である海岸を今後も守り育てていくための環境整備を引き続き推進するため、地域計画を改定することとしました。

### (2) 目的

法第14条の規定により策定する地域計画の中で、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）及びその内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項並びに海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項等を定め、海岸漂着物対策の推進に係る基本的な方向性を示すことで、宮城県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって宮城県における海岸の良好な景観及び環境を保全し、現在及び将来の県民の生活と生産活動を支えるための環境を整備することを目的とします。

### (3) 計画期間

計画期間は、本計画と関連性のある「新・宮城の将来ビジョン」の終期並びに「宮城県環境基本計画（第4期）」及びその個別計画である「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」の計画期間に合わせて、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

## 2 宮城県の地域概況と海岸漂着物等の状況

### (1) 海岸の状況

宮城県は、東北地方南部の太平洋側に位置し、西は秋田県及び山形県の2県に、南は福島県、北は岩手県に隣接し、県土面積は約7,282km<sup>2</sup>です。本県の沿岸は、牡鹿半島を境に、北は岩手県まで続く三陸南沿岸、南は福島県まで続く仙台湾沿岸の南北に二分され、その海岸線総延長は約827kmです。

三陸南沿岸 L=約428km

- ・リアス式海岸<sup>\*6</sup>特有の断崖絶壁が続く風光明媚な景勝地
- ・豊かな漁場環境を生かした水産業(沿岸漁業, 養殖業, 水産加工業等)が盛んです。

仙台湾沿岸 L=約399km

- ・日本三景に挙げられる景勝地の松島湾があります。
- ・牡鹿半島及び松島湾はリアス式海岸
- ・全体的に砂浜が広く分布し、柔らかな曲線を描く海岸線が特徴
- ・背後には、仙台市、石巻市、岩沼市、名取市等の都市圏を抱え、仙台空港、仙台港等は東北における重要な物流拠点となっています。



図1 県内海岸概要図

三陸南沿岸はその大部分の地域が、優れた自然の風景地の保護及び利用の増進により、国民の保健、休養及び教化の助けとなるとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として制定された「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）や「自然公園法」と同様の趣旨で制定された「県立自然公園条例」（昭和 34 年条例第 20 号）に基づいて、三陸復興国立公園及び県立自然公園気仙沼が指定されています。また、仙台湾沿岸においては「県立自然公園条例」に基づいて、県立自然公園松島及び硯上山万石浦県立自然公園が指定されているほか、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、県土の無秩序な開発を防止し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された「自然環境保全条例」（昭和 47 年条例第 25 号）に基づいて、仙台湾海浜が県自然環境保全地域に指定されています。

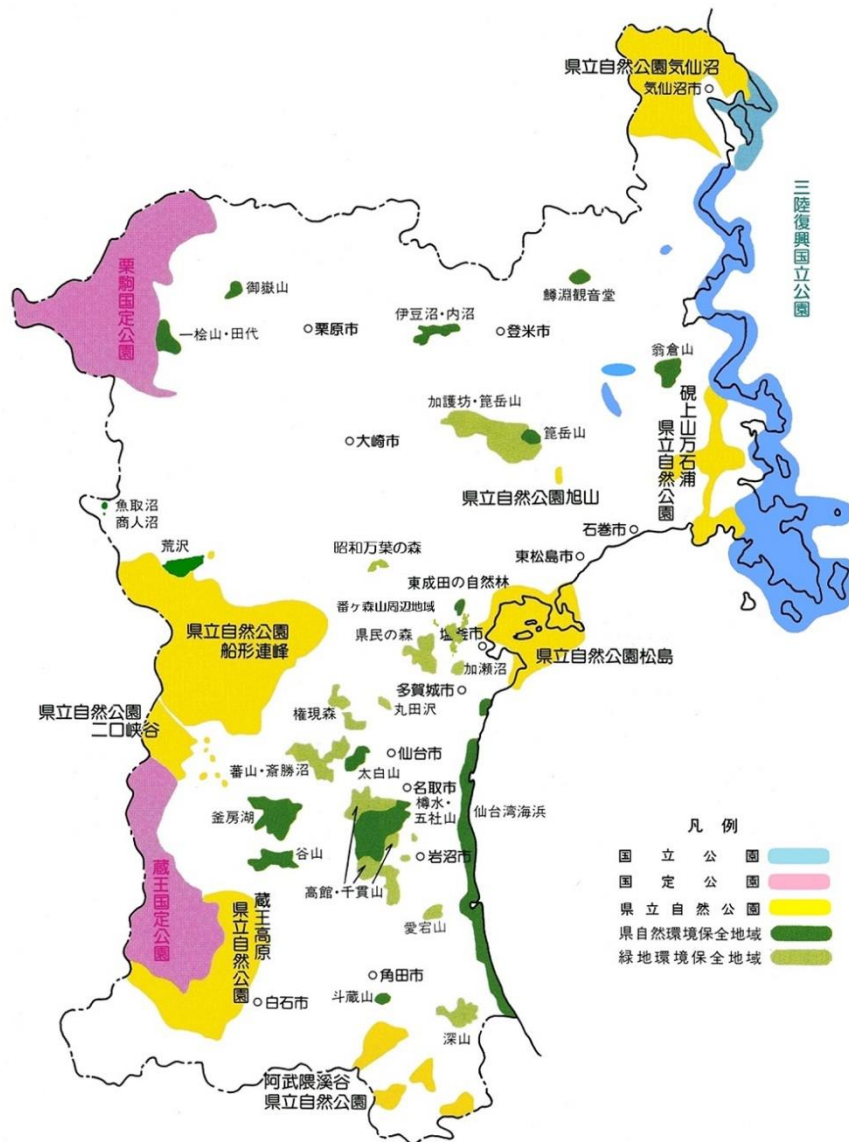


図2 国立公園、国定公園及び県立自然公園並びに県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置

なお、海岸の管理については、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定される海岸管理者が行うこととされていますが、宮城県内の海岸管理者は 80.8%が県、19.2%が市町村となっていて、所管内訳は表 1 のとおりです。

表 1 宮城県内の海岸管理者の所管内訳

所管省庁	県所管部課	割合
国土交通省 水管理・国土保全局所管海岸線	土木部河川課	50.1%
水産庁所管海岸線	水産林政部水産業基盤整備課	12.0%
	市町村	19.2%
国土交通省 港湾局所管海岸線	土木部港湾課	15.1%
農林水産省 農村振興局所管海岸線	農政部農村整備課	3.6%
	県管理計	80.8%
	市町村管理計	19.2%

出典：国土交通省・水管理保全局編 海岸統計 令和元年度版（平成 30 年度末現在）

## （２）河川の状況

宮城県内には、一級河川及び二級河川合わせて 34 水系・326 河川が流れており、その総延長は約 2,135km です。

一級河川は、北上川、鳴瀬川、名取川及び阿武隈川の 4 水系で、257 河川、総延長は約 2,124km となっています。

- ・岩手県に源を發し宮城県北部を流域とする北上川は、登米市津山町付近で北上川と旧北上川に分派し、北上川は石巻市北上町で追波湾に注ぎ、旧北上川は迫川や江合川などを支川として石巻市で石巻湾に注ぎます。

- ・鳴瀬川は、山形県境の船形山に源を發し、吉田川などを支川として大崎平野を流域とし東松島市で石巻湾に注ぎます。

- ・名取川は、山形県境神室岳に源を發し仙台市及び名取市を流域とし、広瀬川や増田川を支川として仙台市・名取市境で仙台湾に注ぎます。

- ・福島県に源を發し県南部を流域とする阿武隈川は、白石川などを支川として岩沼市・亘理町境で仙台湾に注ぎます。

二級河川は、仙台市北部・東部を流域とする七北田川や、多賀城市及び利府町を流域とする砂押川が仙台湾に注ぎ、上流部の鶴田川と合わせ大崎市、大郷町及び松島町を流域として松島湾に注ぐ高城川、石巻市及び東松島市を流域とし石巻湾に注ぐ定川、気仙沼市を流域とし気仙沼湾に注ぐ大川など、30 水系・69 河川、総延長は約 346km となっています。

### (3) 気象・海象

一般に海岸漂着物は、海上を吹く風の影響を受けつつ、海流によって運ばれると考えられています。宮城県の気候は典型的な太平洋側の特性を示し、冬期には西高東低の気圧配置となり北西の季節風が強まります。夏期には、太平洋高気圧に覆われ安定した晴天が続きますが、ときにはオホーツク海高気圧から冷たく湿った東よりの風の影響を受けます。

また、宮城県の沖は、北からの親潮と南からの黒潮が出会う海域となっています。宮城県の近海の流況は、気仙沼海域から金華山海域では南流が卓越する傾向があります。石巻湾では西流と東流が交代しますが、規則性は明瞭ではありません。仙台湾の流向は観測の時期と場所によって必ずしも一定していませんが、湾南部の福島県地先では南流、名取川河口から松島湾の沖側までは北流がそれぞれやや卓越する傾向が見られます。

### (4) 海岸漂着物等の状況

宮城県では、東日本大震災の発生後の数年間は、津波により海域に流出した災害廃棄物の撤去等を行いました。

その後、各海岸管理者等<sup>\*7</sup>が海岸漂着物対策事業を実施するとともに、地元住民やボランティア団体等の御協力によって、各海岸の清掃活動を行ってきましたが、災害に起因しない海岸漂着物等の質及び量に関するデータが不足している状況です。

そのため、東日本大震災前の海岸漂着物等の状況について整理したものを含めて記載することとします。

#### ① 土木部

県内における海岸漂着物等の発生は、台風等による高潮等の発生状況に大きく影響されるため、各年度の処理数量も大きく変動しております。

東日本大震災以降は、大量の海岸漂着物等を処理した年は少なかったですが、令和元年度（平成31年度）の10月に発生した台風19号の来襲により、約5100 m<sup>3</sup>の海岸漂着物等が発生したため、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を活用し、処理しました。

海岸管理の実績や、海岸愛護月間<sup>\*8</sup>の実施結果を見ると、海岸漂着物等の種類としては、木材系のごみが多い他、動物の死骸も漂着していましたが、日本海側で問題となっている外国からの大量の海岸漂着物は確認できませんでした。

#### ② 農政部

平成21年度に農林水産省農村振興局所管の海岸（以下「農地海岸」という。）103か所について、海岸漂着物等のごみの種類、漂着量について調査を実施しました。海岸漂着物等の種類としては、プラスチック系の容器ごみがほとんどを占めている状



況でした。外国からの海岸漂着物もごく少量であるが確認されました。

### ③ 水産林政部

水産庁所管の海岸では毎年、海浜等清掃活動実施状況調査を実施し、清掃活動において処理した海岸漂着物等の種類及び量について調査しています。海岸漂着物等の種類としては、木材系（流木、草木等の自然物）のごみが最も多く、次いで、プラスチック系の容器ごみ、缶類のごみが見受けられます。

### ④ 環境生活部

県内の海岸漂着物の実態把握のため、国のガイドラインに基づき、令和2年度に海岸漂着物のモニタリング調査を行いました。

調査は東松島市矢本海岸において実施しましたが、漂着物の個数ではプラスチック類が最も多いものの、容積や重量では自然物（灌木や流木）が最も多いという結果でした。また、漂着したペットボトル等の表記言語などを確認したところ、表記が確認できるものの8割が日本語のもので、外国語のものは2割と少ないという結果でした。

なお、このモニタリング調査は、毎年度実施していく予定です。

表2 分類別調査結果

分類	個数	容積 (L)	重量 (kg)
プラスチック	288	136.705	8.118
発泡スチロール	12	3.9	0.042
ゴム	5	2.201	0.23
ガラス、陶器	17	5	2.153
金属	5	4	0.443
紙、ダンボール	2	0.6	0.039
木（木材等）	21	30	5.1
自然物	36	437	105.9

表3 製造国特定調査結果

ペットボトル		ペットボトルのキャップ		漁業用の浮子	
バーコード記載/ 表記言語	個数	表記言語	個数	表記言語	個数
日本	12	日本	5	中国・台湾	1
中国・台湾	2	不明	2	不明	3
マレーシア	1				
不明	10				

### 3 宮城県における海岸漂着物等対策の状況

#### (1) 海岸保全基本計画

平成 11 年の「海岸法」の改正により、総合的な視野に立った海岸の管理を行うため、これまでの“災害からの海岸の防護(防災)”に加え、“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の適正な利用”が法目的に追加され、防災・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた海岸管理が求められることになりました。また、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、都道府県は海岸保全基本計画を沿岸ごとに定めることになりました。

宮城県においては、「三陸南沿岸海岸保全基本計画」(平成 16 年 3 月)及び「仙台湾沿岸海岸保全基本計画」(平成 16 年 10 月)を策定・告示し、海岸環境の保全のための施策として、漂着・投棄ごみによる自然環境の悪化を解決するため、地元自治体や関係行政機関、住民や NPO 等と連携して、海岸ごみ・漂着ごみへの適切な対処を図ること、及び海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発を図ることを掲げています。

なお、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、沿岸部の海岸保全施設等に甚大な被害が発生したことを踏まえて、平成 26 年に「海岸法」が改正され、堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等が海岸保全施設に位置付けられました。

そのため、宮城県においても、震災被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波に対する考え方を踏まえ、“海岸の防護に関する事項”を改めるため、また、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町村の復興まちづくりとも調和しながら海岸環境の保全や海岸利用に配慮する目的で“海岸環境の整備及び保全に関する事項”等を改めるため、平成 27 年度に「仙台湾沿岸海岸保全基本計画」(平成 28 年 3 月)、平成 28 年度に「三陸南沿岸海岸保全基本計画」(平成 28 年 5 月)を改定しています。

#### (2) 海岸漂着物等対策関係事業の実施

##### ① 県事業

###### 【環境生活部】

###### ア 不法投棄監視強化事業

廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止、早期発見を図り、併せて不法投棄防止に向けた県民意識を喚起するため、毎年 9 月を廃棄物不法投棄防止強化月間と定め、主に監視活動や普及啓発活動を強化して実施しています。

###### ○ スカイパトロールの実施

宮城県では、ヘリコプターにより上空から監視するスカイパトロールを実施しています。主に山間部などの人目につきにくい場所における廃棄物の不適正保管や不法焼却等を発見することを目的としていますが、過去には松島湾の離島において、海岸漂着物等や漁業活動により発生した廃棄物等を発見し、後日、

現地確認・改善指導を行っています。

表4 スカイパトロールの実施状況

実施年月日		監視区域	実施結果
令和元年度	10/1	石巻市, 登米市	廃棄物の不適正保管箇所の上空からの監視, 新たな発見はなし
	12/6	名取市, 角田市, 丸森町	廃棄物の不適正保管箇所の上空からの監視, 新たな発見はなし
	12/16	大崎市, 大和町, 加美町, 涌谷町,	廃棄物の不適正保管箇所の上空からの監視, 新たな発見はなし
令和2年度	10/29	栗原市, 大崎市, 大和町	廃棄物の不適正保管箇所の上空からの監視, 新たな発見はなし
	11/26	白石市, 角田市, 蔵王町, 丸森町	廃棄物の不適正保管箇所の上空からの監視, 新たな発見はなし
	12/24	石巻市, 塩竈市, 登米市, 松島町, セヶ浜町, 大郷町, 大衡村	廃棄物の不適正保管箇所の上空からの監視, 新たな発見はなし

○ スカイパトロール以外のパトロール等の実施

令和2年度現在, 県の各保健所・支所及び循環型社会推進課に産業廃棄物適正処理監視指導員(通称産廃Gメン)を合計17人配置して定期的なパトロールを実施しています。このうち3人は, 平成25年度から沿岸部の監視活動を強化するため, 岩沼・石巻・気仙沼管内に各1人増員されたものです。また, 休日の巡回パトロール, 岩手県, 秋田県, 山形県及び福島県の保健所等との県境合同パトロール, 南東北3県, 仙台市, 山形市, 福島市, 郡山市及びいわき市と合同で産業廃棄物運搬車両一斉検問を実施しています。

○ 廃棄物の不法投棄情報提供に関する協定の締結

廃棄物の不法投棄等に対する監視の目を増やすことによる早期発見や被害の拡大防止を目的として, 主に人目につきにくい箇所で事業活動を行っている企業や団体等と不法投棄等の情報に関する情報提供をしてもらうための協定を締結しています(令和2年12月末現在20団体活動中)。沿岸部では, 宮城県漁業協同組合と協定を締結して, 監視体制を強化しています。

イ 不法投棄防止のための普及啓発事業

○ 県・市町村広報紙等を通じた広報啓発活動等の取組

県・市町村広報紙, ラジオ, 新聞等の媒体を活用して, 不法投棄の未然防止のため, 広報・啓発活動を実施しています。

○ 広報車による巡回広報活動

震災復興に関連する事業の増加に伴い、県内沿岸部において廃棄物の不法投棄や不適正処理等の増加が懸念されたため、平成 27 年度から令和 2 年度まで、主に沿岸部地域において広報車による巡回広報活動を実施しています。

ウ 海洋プラスチックごみ対策

○ プラスチックごみ削減のための普及啓発事業

県広報やラジオ等の媒体を活用して、廃プラスチック問題について概説する等、取組の周知・啓発を行いました。

○ レジ袋使用削減実績調査

みやぎレジ袋使用削減取組協定<sup>※9</sup>参加小売業者を対象とした県内のレジ袋使用削減実績について調査を行っています。レジ袋辞退率は平成 31 年 3 月時点で 80.4%となっており、辞退率は、調査期間を通して、80%前後を推移しています。

【土木部】

ア 県単独費による海岸や河川の清掃事業

毎年、海岸管理費及び河川管理費（県単独費）を予算化し、定期的に海岸清掃等を実施しています。

イ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の活用

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びごみ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を行うもので、国の補助を受けて海岸管理者である地方公共団体が実施するものです。平成 19 年度に制度改正が行われ、処理できる対象が大規模な流木等に限らず、漂着ごみにも拡充されています。

【農政部】

農地海岸については、海岸管理費（県単独費）を予算化して、施設の維持管理を実施しています。また、巡視により漂着物等が発見された場合については、関係市町と連携して対応することとしています。

【水産林政部】

ア 漁港区域及び漁港海岸

漁港施設周辺の海面におけるごみ処理に要する費用として、漁港管理費（県単独費）を予算化し、海面清掃事業を実施しています。

イ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の活用

土木部と同様に、水産林政部においても、国の補助を受けて海岸管理者である地方公共団体が緊急的に流木等の処理を行う事業を実施しています。

ウ 漁業環境の維持・創出

今日的な課題となっているプラスチックをはじめとする海洋ごみによる汚染の低減対策を講じることで、沿岸漁業を将来にわたって持続できるよう漁場環境の維持・創出をする事業を実施しています。

② 市町村事業

ア 海岸漂着物等対策事業

従来から沿岸部の市町では、主に地元住民やボランティア団体等が集めた海岸漂着物等を処理することにより、海岸の環境を保全する取組を行ってきました。

平成 27 年度からは、沿岸部の市町が国の地域環境保全対策費補助金を適宜活用し、海岸漂着物等対策事業を実施しています。

なお、令和元年度の事業実績の概要については、表 5 のとおりです。

表 5 令和元年度海岸漂着物等対策事業 市町村事業の実績

事業主体	事業区分	主な事業
塩竈市	回収・処理	○海岸清掃（浦戸諸島） ○海岸清掃ごみ運搬車両購入（浦戸桂島）
	発生抑制対策	○ごみ抑制ポスターの作成・掲示（浦戸諸島）
気仙沼市	回収・処理	○海面清掃船による清掃（気仙沼湾） ○ボランティア等により集積されたごみの回収・処分（漁港） ○清掃美化活動（十八鳴浜及び九九鳴き浜） ○漂着ごみの回収・処分（海水浴場）
七ヶ浜町	回収・処理	○ボランティア等により集積されたごみの回収・処分 （菖蒲田浜海岸、表浜海岸、湊浜海岸、前塚浜海岸）
女川町	回収・処理	○ボランティア等により集積されたごみの回収・処分 （町内各浜）
南三陸町	回収・処理	○クリーンセンター内に保管された海岸漂着物等の処分

イ 災害等廃棄物処理事業費補助金の活用

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害やその他の事由（災害に起因しないが、「海岸法」第 3 条に基づく海岸保全区域以外の区域の海岸への大量の廃棄物の漂着被害等）のために実施した生活環境の保

全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分等を行うもので、国の補助を受けて市町村が実施するものです。

### ③ 民間団体等との協働事業

#### ア みやぎスマイルビーチ・プログラム及びみやぎスマイルリバー・プログラム

従来から海岸の清掃・美化活動については、地域の方々の協力により行われてきましたが、国土交通省河川局（現在の「水管理・国土保全局」）所管海岸として宮城県が管理する公共海岸におけるボランティア活動を支援し、ボランティア活動の活性化及び海岸に関する地域環境の維持向上を通して、民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加のまちづくりを目的としたアダプト制度<sup>\*10</sup>として、平成20年1月に、みやぎスマイルビーチ・プログラムを立ち上げ、良好な海岸環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルビーチサポーターとして認定し、表示板の設置等を行うと共に、やゴミ袋の提供等市町村の協力も得ながら協力して支援を行っています（令和2年12月末現在23団体活動中）。また、海岸へつながる河川においても同様の取組を行っていて、宮城県が管理する河川を対象として、平成15年4月に、みやぎスマイルリバー・プログラムを立ち上げています（令和2年12月末現在184団体活動中）。

#### イ みやぎスマイルポート・プログラム

上記アと同じく、宮城県（港湾管理者）が管理する港湾や海岸の清掃活動により港湾環境の維持向上を図ることを目的としたみやぎスマイルポート・プログラムがあり、ボランティアによる港湾や海岸の清掃活動に対し、支援を行っています（令和2年12月末現在40団体活動中）。

#### ウ スマイルあったかパーク・プログラム

宮城県松島公園管理事務所では、管理する松島公園内における清掃活動により公園環境の維持向上を図ることを目的としたみやぎスマイルあったかパーク・プログラムがあり、ボランティアによる公園内の清掃活動や美化活動に対し、支援を行っています（令和3年1月末現在7団体活動中）。

#### エ 海岸愛護月間

毎年7月には国土交通省、都道府県及び市町村の主催による海岸愛護月間が実施されていて、その一環として様々な団体の主催による海岸清掃活動が行われています。

なお、令和2年度の海岸愛護月間の実施結果については、表6のとおりです。

表6 令和2年度海岸愛護月間（7月）実施結果

市町村名	地区海岸名	主催	実施日	参加者数
気仙沼市	小泉海岸～ お伊勢浜 小田の浜	民間団体	R2.7	100人
石巻市	白浜海岸～ スケカリ浜	民間団体及び 地域住民	R2.7	84人
東松島市	東名地先海岸	民間団体	R2.7.18	12人
名取市	閑上漁港海岸	民間団体	R2.7	40人
七ヶ浜町	前塚浜海岸～ 菖蒲田海岸	民間団体及び 地域住民	R2.7	137人
合計				376人

#### オ 民間団体への支援等

主要観光地の清掃，美化道徳の啓発等を行っている宮城県蔵王観光開発推進協議会及び海水浴場等の清掃，観光客へのごみ袋配布など美化意識の高揚を図っている宮城県三陸復興国立公園開発推進協議会へ財政的支援を行っています。

## 4 海岸漂着物等の特徴と処理に関する課題

震災前に整理した宮城県における海岸漂着物等の状況やこれまでの海岸漂着物等対策の状況に加え、震災による影響等を踏まえ、特徴と課題を整理すると次のとおりとなります。

### (1) 海岸漂着物等の特徴

- ・海岸漂着物等の処理量は、台風等による高潮等の発生等の気象条件により増大することはありますが、震災前においては、その処理量は減少傾向にありました。
- ・震災前の海岸漂着物等の状況を見ると、日本海側にある都道府県と異なり、外国からの大量の海岸漂着物は見受けられませんでした。
- ・内陸部を発生源とするプラスチック系の容器ごみや缶類といった家庭から排出される日常生活に由来するごみ（以下「家庭ごみ」という。）や、釣りや海水浴等の娯楽活動に由来するごみ（以下「レジャーごみ」という。）と思われるものが見受けられました。
- ・県内市町村等から報告のあった令和元年度における海岸漂着物の回収量を見ると、流木やプラスチックごみ等が多い傾向にあります。
- ・県が令和2年度に東松島市矢本海岸において実施したモニタリング調査によれば、プラスチックごみも見受けられますが、量的には自然物（灌木や流木）が最も多いという結果となりました。

### (2) 海岸漂着物等の処理に関する課題

- ・震災により、宮城県の沿岸部地域の環境は劇的に変化していて、宮城県の海岸漂着物等対策にも多大な影響を及ぼしています。
- ・海岸の管理について、海岸管理者のみで行うことには限界があり、従来から、地域住民や民間団体、利用者等による清掃活動が行われているほか、みやぎスマイルビーチ・プログラムをはじめとするアダプト制度<sup>※10</sup>を積極的に活用しています。
- ・海岸漂着物等の種類、性状や、崖など搬出等が困難な場所、防波堤<sup>※11</sup>の近くの危険を伴う場所などの地理的な制約によっては、処理に多額の費用を要することが想定されます。
- ・一旦海洋へ流出したごみを全て回収することは困難と考えられるため、流出の抑制が重要です。内陸部を含めて、家庭ごみや、レジャーごみの投棄を防止するため、県民に対する一層の啓発が必要です。
- ・ボランティア等による海岸清掃活動の取組は盛んですが、これは参加者のボランティア精神によるところが大きく、持続的に海岸漂着物等の処理ができる体制については構築されていません。

なお、現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従前と同様のボランティア活動が期待しにくい状況にあります。



## 5 宮城県海岸漂着物対策地域計画の概要

### (1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

#### ① 選定の考え方

震災前の海岸漂着物等の特徴や処理に関する課題等を考察すると、内陸部を発生源とする家庭ごみや、レジャーごみが散見されるほか、海岸清掃によるごみの回収量も相当な量となっていたため、海岸管理者のみによる海岸の環境保全には限界があり、市町村や民間団体等の個々の活動及びボランティア精神に支えてもらっている状況といえます。また、東日本大震災による沿岸部地域の環境の変化や、海岸漂着物等に関する詳細なデータが不足しているという事情があります。

そのため、今回の地域計画の改定に当たっては、市町村や民間団体等のボランティア活動を引き続き下支えすることを前提とするとともに、海洋プラスチックごみ問題への対応についても考慮した、県としての方針・施策を示すこととします。

#### ② 重点区域の範囲

地域計画における重点区域は「県内沿岸部全域」とします。

#### ③ 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

##### ア 海岸漂着物等の処理

沿岸部においては、防潮堤<sup>※1 2</sup>の設置など東日本大震災後に海岸の状況に変化が生じていますが、高潮等の影響で大量の海岸漂着物が漂着することがあるため、継続的な処理活動を実施していく必要があります。

一方で、特定の主体による処理活動だけでは限界があるため、各主体の連携により、効果的・効率的な処理活動の実施に努めることが重要です。

##### ○ 海岸管理者等

海岸管理者等は、管理する海岸において、その清潔が保たれるように、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう努めます。

##### ○ 市町村

市町村は、海岸漂着物等の処理に関して、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の処理を実施するなど、必要に応じた協力を行うよう努めます。

##### ○ 民間団体等

民間団体等は、海岸漂着物等の清掃活動を通じて、海岸の良好な景観や環境の保全に貢献することが期待されます。また、県民は、海岸の清掃活動に積極的に参加することが期待されます。

## イ 海岸漂着物等の発生抑制

海岸漂着物等の処理は、既に発生した後の対症療法的対応であり、根本的な解決には、その発生自体を抑制する取組が効果的と考えられます。

### ○ 3Rの推進

県民生活や事業活動に伴い発生した廃棄物の不適正な処理により海岸漂着物等となることを抑制するため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進し、廃棄物の分別等による適正な処分を確保し、循環型社会の実現を図るよう努めます。

### ○ 海洋プラスチックごみ対策

海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の使用削減やリユース容器・製品の利用促進など、プラスチックごみの排出抑制に向けた意識の醸成を図ります。

また、海域で使用される漁具等のプラスチック製品について、陸域での回収の徹底や分別・リサイクル等の推進に努めます。

### ○ 発生の状況及び原因等に関する実態把握

海岸漂着物等の効果的な発生抑制施策の的確な企画・実施に資するため、その性状、発生状況や原因、経年的な量の推移等を把握する調査を定期的に行います。

### ○ 廃棄物の投棄の防止

海岸漂着物等の発生抑制のためには、陸域や海域における廃棄物の不法投棄・ポイ捨ての防止が重要であることから、関係法令による規制措置の適切かつ着実な実施や、県民や事業者の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図る普及啓発等により、不法投棄・ポイ捨ての撲滅に努めます。

### ○ 水域等への流出又は飛散の防止

海岸漂着物等には、市街地をはじめ、森林、農地、海岸等の土地から河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散するものも含まれることから、内陸から沿岸までの流域圏全体で、廃棄物等の流出又は飛散を防止等の発生抑制のための取組を行います。

## ウ 普及啓発、環境教育及び消費者教育に関する施策

海岸漂着物等は県民生活に起因するところが多いと考えられることから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、県民が当事者意識を持って自主

的かつ積極的に取組を行うよう促すことが重要です。

そのため、県民に対し、県内の海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等についてホームページや広報誌、イベント等を活用して積極的な情報発信を図るなど、より一層の普及啓発に努めます。

また、海岸漂着物等の問題についての理解を深め、例えば消費行動において適切な商品選択や廃棄物処理の実践ができるように、学校における児童・生徒等への環境教育や消費者への教育の実施に取り組みます。

## (2) 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

### ① 基本的な考え方

現状の海岸漂着物対策は、海岸管理者による管理のみならず、市町村や民間団体等との協働により実施しているところですが、特定の地域におけるアダプト制度<sup>\*10</sup>や市町村の海岸清掃などの取組が中心であるため、県全域における取組とまではなっていない。

海岸管理者による海岸の管理には限界があり、海岸漂着物等の効果的・効率的な処理には、関係市町村、地域住民等を中心としたボランティア精神に基づく協力が不可欠です。このため、従前のおり、海岸管理者を中心とした管理を行いながら、関係市町村による海岸清掃やみやぎスマイルビーチ・プログラムをはじめとする民間団体等との協働事業といった取組への参加者・参加団体等の拡大を図ることにより、効果的・効率的な海岸清掃を実施していく必要があります。

### ② 関係者の役割分担及び相互協力に向けた体制

基本的な考え方に基づいて、関係者の相互協力を深めるため、次のとおり連携を進めていきます。

#### ア 庁内での連携

庁内においては、環境生活部や海岸所管部局（農林水産部・土木部等）等の横断的な連携・協力体制の確保・強化を図ります。

#### イ 宮城県・市町村間の連携

海岸漂着物対策の推進に際し、宮城県と内陸部を含めた市町村との連携が図られるよう、相互の連絡調整等を円滑に図るための連携・協力体制の確保に努めます。また、海洋プラスチックごみ対策アクション宣言を行った気仙沼市等の先進的取組の全県的な普及にも努めます。

#### ウ 隣県との連携（岩手県・福島県）

地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物等の発生抑制での連携

・協力が円滑に図られるよう、他県との情報・意見交換等を推進し、他県と連携するための体制を整えるよう努めます。

#### エ 民間団体との連携

ボランティア団体等では、これまでの活動により海岸漂着物対策に関する知識、ノウハウを有していることから、有用な情報交換を図るため、連携を深めます。

#### オ 関係者の連携組織（協議会）の設置

海岸漂着物対策の関係者による円滑な意思疎通や連絡調整等を図るため、効率的な運営に配慮しつつ、可能な限り内陸から沿岸地域までの多様な主体が参加する協議会の早期設置に取り組みます。

### (3) 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に關し必要な事項

#### ① モニタリングの実施

海岸管理者及び市町村は海岸漂着物等の処理事業を実施した際に、量及び質の把握を行い、これらの情報を整理することにより、今後の処理事業等における改善策などを検討するよう努めます。また、県は、国の海岸漂着物等に関する調査事業の成果を活用するとともに、定期的なモニタリング調査を実施するよう努めます。

#### ② 緊急時の対応

県は、洪水や台風等の災害等によって大量の海岸漂着物が漂着するなど、海岸漂着物等に起因して地域環境保全上著しい支障が生じるおそれがあると認める場合には、国の災害関連制度の活用等により緊急的な処理を実施するよう努めます。また、薬品や注射器等の危険物が漂着した場合には関係機関と連携し、適切な処理等の対応に努めます。その際には、環境省その他の関係行政機関と連携し、資料・情報の共有、技術的助言その他の協力を求めるものとします。

なお、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたもので、原因者の特定が可能な場合については、法の規定にかかわらず、引き続き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図ります。

#### ③ 地域住民、民間団体等の参画と情報提供

みやぎスマイルビーチ・プログラムをはじめとする民間団体等との協働事業といった当県において一定の成果を上げている既存の枠組みを活用し、民間団体等との協働事業への参画拡大を図りながら、県のホームページ等を通じて海岸漂着物等対策に係る情報を発信するなど積極的な情報提供を行います。

#### ④ 地域計画の見直し

海岸漂着物対策については、今後、新たな課題の発生とそれに伴う国等の対応など、諸情勢の変化も想定されるため、本計画期間の開始からおおむね5年を目途に、本計画の内容を精査し、必要に応じて見直しを行います。

## 【用語の解説】

- ※1 海岸漂着物：海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。
- ※2 海岸漂着物等：海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。
- ※3 廃棄物：占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったもの。「産業廃棄物（事業活動に伴って生じた燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックと特定の事業活動により排出される場合の紙くず・木くず・繊維くず・動物のふん尿など）」と「一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）」に分類される。
- ※4 災害廃棄物：地震、津波、洪水等の災害により発生する廃棄物のこと。
- ※5 宮城県震災復興計画：平成 23 年 3 月 11 日に宮城県を襲った東北地方太平洋沖地震及びその後続いた大津波により、甚大な被害を被った宮城県の復興に向け、発災後 10 年間の復興の道筋を示す計画。平成 23 年 10 月に策定  
計画期間は 10 年間であり、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期」（H23～25 年度）、直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援を更に充実していくとともに、本県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」（H26～29 年度）、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」（H30～32 年度）の 3 期に区分される。
- ※6 リアス式海岸：河川の浸食等により山地等の一部が沈んだ箇所に海水が入り込むことによって形成される崖状の海岸。近年ではリアス海岸とも呼ばれる。
- ※7 海岸管理者等：海岸法第 2 条第 3 項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行うものであって、その権限に基づき、又は法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。
- ※8 海岸愛護月間：国土交通省が、国民の共有財産である海岸をいつまでも良好な状態に保つとともに、安全かつ適正に利用するため、海岸愛護思想の普及と啓発や防災意識の向上を図ることを目的として、昭和 47 年に定めたもの。毎年 7 月を同月間としている。
- ※9 みやぎレジ袋使用削減取組協定：小売業者、住民団体、市町村、県等が、レジ袋の使用削減に協働して取り組んでいくこととして平成 20 年 10 月に締結した協定。
- ※10 アダプト制度：一定区画の公共の場所を養子に見立て、住民が里親となって養子の面倒を見る（美化活動等を行う）活動に対して行政が支援する制度のこと。アメリカで生まれ、英語で「アダプト」は「養子縁組をする」という意味。
- ※11 防波堤：港内の安静を保つためや波浪から海岸の浸食を防ぐために、海中に設置される構造物のこと。津波や高潮等の災害を防ぐ目的もある。
- ※12 防潮堤：津波や高潮等の災害を防ぐために陸域に設置される堤防のこと。